

返戻金制度(紹介手数料)

【国内の職業紹介】

[返戻条件(入社後)]

採用者が自己都合により入社後 180 日未満に退職した場合、以下の通り紹介手数料の一部を返還する。

- ・入社後、30 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 80%
- ・入社後、30 日以上 60 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 50%
- ・入社後、60 日以上 90 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 30%
- ・入社後、90 日以上 180 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 10%
- ・入社後、180 日以上で退職した場合：受領した紹介手数料の 0%

[適用除外] 以下の場合には返戻の対象外とする。

- ・自然退職又は不可抗力による退職の場合。
- ・求人企業の責めに帰すべき事由による退職や労働条件に著しい相違がある場合。

[計算方法] 返戻金額は、契約時に定めた紹介手数料の税抜金額を基準として算出する。

[支払条件] 紹介手数料の金額および支払期日は、別途締結する契約書にて定める。

【国外にわたる職業紹介】

[返戻条件(入社後)]

採用者が自己都合により入社後 180 日未満に退職した場合、以下の通り紹介手数料の一部を返還する。

- ・入社後、30 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 80%
- ・入社後、30 日以上 60 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 50%
- ・入社後、60 日以上 90 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 30%
- ・入社後、90 日以上 180 日未満で退職した場合：受領した紹介手数料の 10%
- ・入社後、180 日以上で退職した場合：受領した紹介手数料の 0%

[適用除外]

以下の場合には返戻の対象外とする。

- ・自然退職又は不可抗力による退職の場合。
- ・現地送出機関の責に帰すべき事由による退職の場合。
- ・求人企業の責めに帰すべき事由による退職や労働条件に著しい相違がある場合。

[計算方法] 返戻金額は、契約時に定めた紹介手数料の税抜金額を基準として算出する。

[支払条件] 紹介手数料の金額および支払期日は、別途締結する契約書にて定める。